



# NAKAYAMA FORUM

中野フォーラム | 2015 JANUARY | 中野公認会計士事務所

## 年頭所感 — 孤独と絆のバランス —

税務相談室 外形標準課税のしくみと税制改正による影響

承継 秘密証書遺言

変化のとき 公的保険が変わる

Topics 改正会社法

業界羅針盤 医療法人における原価管理の重要性



## 年頭所感

## 孤独と絆のバランス

所長 公認会計士 中野 雄介



突然の解散総選挙の結果、想定通りに自民党の勝利で消費税増税が先送りされることになりました。安倍首相の経済再建への執念がそうさせたのかもしれませんが、いくらデフレスパイラルから脱却したとしても個々の企業が自助努力なしで生き残れるわけではありません。いずれにしても消費税の再増税とその時期が確定したわけであり、中小企業にとつては、それまでの間に増税に耐えうる経営基盤を築くしかありません。

## 孤独の大切さ

経営者は孤独であるとよく言われます。それは、経営者の意思決定は色々な人の意見を参考にするにせよ最終的にはひとりで行なわなければならず、その責任もひとりで引受けなければならぬところからそう言われるのでしよう。意思決定が大きな影響力を持ち、また、万人にとって良しとされる決定が稀であるため、最終意思決定者である経営者は、常に批判にさらされていることも孤独と言われる所以なのかもしれません。この孤独に耐えなければ経営者は務まりませんが、孤独の中で熟慮内省を重ねて出した結論だからこそ強固なぶれない考えとなり説得力のある決定となる

のです。また、その過程が経営者を鍛え、様々な状況に対応できる術を身に付けさせていくのだと思います。そういった意味で孤独であることは大切なことなのです。

## 「絆」再考

だからと言って、常に経営者は孤独でなければならぬわけではありません。むしろ、積極的に様々な場面での人間関係を構築していかなければなりません。自社において意思統一を図り競争に勝ち残るためには、トップが明確にビジョンを示して社員を束ねて行かねばなりません。また、経営環境の変化が激しい昨今では企業間の連携も必要になるでしょう。経営者同士の仲間づくりも経営のヒントやアイデアを得るうえで大切なことです。しかし、何でもかでも「仲間＝絆」という論調で物事を進める雰囲気の一部にあるのが気になります。本当はビジョンや志など、その中身で勝負しなければならぬところ、「絆」を都合のいい接着剤として無理やり人を引き留めようとする論調がそこに働いているようではありません。東日本大震災によって、当たり前と思っていたインフラが破壊された時、絆の大切さを再認識したのは記憶に新しいこと

ろです。しかし、絆は誰かが掛け声をかけて作るものではなく、個々人の自発的な思いや行動が絆を作るのだと思います。大震災のような非常事態や構造的な弱者救済の場面を除けば、自助努力あつての相互扶助であり絆なのだと思います。

切磋琢磨してお互いに高めあえる関係があつての絆だと思うのですが、世の中には馴合い、甘え、言い訳のための絆もあるのではないのでしょうか。セーフティネットとして絆が大切であることは良く分かります。少しはほっと一息つける場所も必要でしょう。しかし、経営者としては、その絆を馴れ合いや甘えに使うのではなく、お互いを高めあえる場として活用しなければなりません。

そうすることによって孤独に耐える精神鍛練の場となると同時にいい意味での居場所になるのだと思います。どれだけいい居場所を作れるかが、孤独と絆の往復によるバランスのとれた経営に繋がるのではないのでしょうか。内省と外交の繰り返しですが経営者を強くしていきます。いかなる状況においても生き抜いていけるように孤独を大切にしながらも、真の絆を深耕できる年でありますことを祈念しつつ、新年を改めてお祝い申し上げます。



外形標準課税の  
しくみと  
税制改正による影響



法人税改革の中で「外形標準課税」といふことが使われていますが、その内容を教えてください。

国税庁の統計によると、法人全体の70%が赤字法人であることから、法人全体の99%を占める資本金1億円以下の中小企業も同様であると言えます。

法人税の平成27年度税制改正では、法人実効税率の引下げを柱とする減税の一方で、財源確保のため、赤字法人への課税を拡充する議論が盛んに行われ、その一つに「外形標準課税」の強化があります。

1 外形標準課税のしくみ

外形標準課税は、平成16年4月に施行された法人事業税（地方税）の課税方式で、現行の外形標準課税は、資本金1億円超の法人が対象になります。

平成16年3月以前

所得金額 × 税率 = 法人事業税

平成16年4月以後

所得金額 × 税率 = 所得割（導入前の3/4相当）

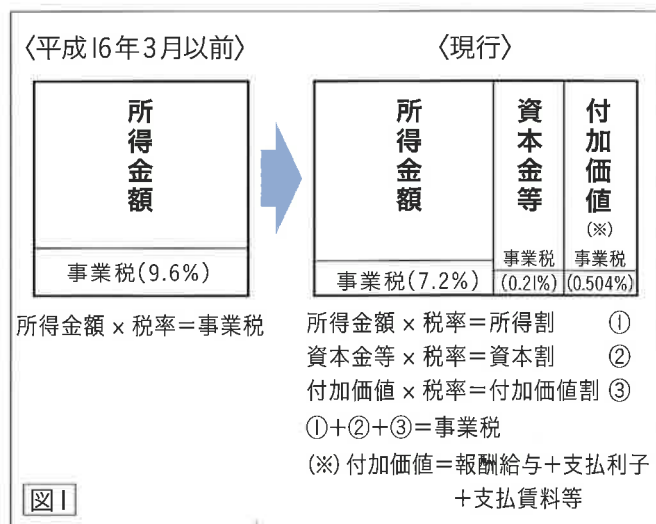
資本金等 × 税率 = 資本割

付加価値 × 税率 = 付加価値割 }（導入前の1/4相当）

所得割 + 資本割 + 付加価値割 = 法人事業税

付加価値を構成する支払報酬給与等や資本金等は、黒字、赤字に関係ないので、赤字法人であっても法人事業税を納税することになります。

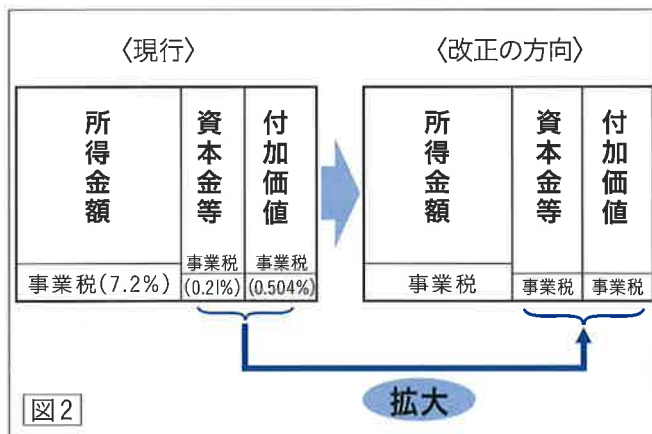
上記の説明を図に示すと図1のとおりです。



2 外形標準課税の改正の方向

平成27年度税制改正は、図2のように所得金額に対する部分を縮小し、外形標準に対する部分を拡大する方向で、結果、赤字法人の税負担が増加することになります。

また、労働集約型産業（労働力への依存度が高い産業）であるサービス業などは、人件費の負担が大きいため、外形標準課税の影響を大きく受けます。



この外形標準課税の強化を、中小企業へも導入しようとする動きがありましたが、赤字から脱却しようとする中小企業の経営を、税負担により圧迫することとなるため、経済団体等からの反発を受け、中小企業への導入は見送られる方向になると思われます。

(注) 図中に記載している税率は、都道府県により異なる場合があります。

税理士 足立 祥吾

## 承継

# 秘密証書遺言



平成27年からの相続税基礎控除額引下げに伴い、相続税の課税対象者が大幅に増加すると予想されることから、新聞雑誌では相続税に関する記事が多くみられる。高齢化が進み、相続のことを気にする人も増えている。

### 相続方針を明確にしておく

実務に携わっていると、相続税対策もさることながら、「財産を誰にどのように遺すか」という方針を明確にしておくことの方が大事と感じる。方針が明確でないと家族間で揉め、最悪、裁判所での法廷闘争になり、その後の家族関係すら希薄になることが往々にしてある。何か困った時に利害関係なしに助け合えるのは、家族をおいて他にはないのだが。

### 遺言書を作成する

相続の方針を明確にするには、遺言書を作成するのが一番よい。また、孫など相続人以外に財産を譲りたい、子供がいなくて配偶者にすべての財産を遺したいなど、法定相続分と異なる場合も遺言書が必要になる。遺言書にはいくつか種類がある。自筆証書遺言は手軽だが、一言一句自筆で書く必要があるため、字が書き難い人には不向きで、形式不備やその存在自体がわからなくなる欠点がある。公正証書遺言は最も確実だが、費用と手間がかかる。

### 秘密証書遺言

お勧めは「秘密証書遺言」である。これは、遺言者が遺言の内容を自分の生前は秘密にしたいが、その存在だけは明らかにしておきたい場合に使われる。具体的には次のとおり。

- ① 遺言の内容は、自筆以外にワープロでもよい。最後に遺言者が署名し、押印する。
- ② その遺言書を封筒に入れ、遺言書に用いた印章をもって封印する。
- ③ 遺言者が、公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述する。
- ④ 公証人は、その遺言書を提出した日付け及び遺言者の申述を封筒に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、押印する。
- ⑤ 公証人へ支払う費用は定額で11,000円。
- ⑥ 相続時に秘密証書遺言を開封する場合は、家庭裁判所での検認手続が必要。

### 秘密証書遺言の注意点とその対策

注意すべきは、この遺言書は公証人役場には保管されないため、紛失等の恐れがあること、形式不備や内容に不明確（遺言者の真意が不明）な部分があるのではないか、という点である。

そこで、

- ① 遺言書は、事前に司法書士や税理士、弁護士に見てもらおう。
- ② 遺言書で遺言執行人を指定しておく。
- ③ 遺言書は遺言執行人に預ける。

などで問題点を解消することができる。遺言執行人を指定しておく、相続人以外の人への遺贈の名義書換え手続きは、同人の権限で処理することができる。遺言執行人を選任していない場合、例えば、不動産の所有権移転登記の際、遺言により「相続人以外の人に不動産を遺贈する」となっている場合でも他の相続人の印鑑が必要になる。（もちろん、その他の相続人には財産を取得する権利はない。あくまで登記手続き上のこと）

### 各種遺言に共通する留意点

その他遺言書の作成に際しての留意点を、私見ではあるが記載する。

- ① 通常、事業承継者の場合、自社株式や事業用不動産などがあるため、承継者の財産取得割合が法定相続分をはるかに超えてしまうことがあるが、他の相続人に十分理解しておいてもらう必要がある。生前に話し合う機会があればよいが、そうでなければ、遺言書とは別に遺言者の思い（相続の分割方針、理由）も遺しておくことよい。承継者の取得する財産はさらに次世代へと受け継がれ、連綿として承継されていく性格のもので、承継者がすべて費消するものではないことを他の相続人に理解してもらう。
- ② 配偶者への相続配分は、財産形成に寄与していることへの配慮として、余生を安心して暮らせるだけの財産とする。
- ③ 承継者以外の相続人には、少なくとも遺留分以上の財産を遺す。

相続で揉めることなく、円満な事業承継、遺産分割がされることを願ってやまない。

税理士 池田 昌義

## 1. 保険の機能

周知のとおり、保険は日常生活の様々なリスクに備えるため、法人や個人から保険料を集め、その元本と運用益を原資に保険金を支払い、保険契約者の経済的負担を軽減するという相互扶助を目的とした制度です。運用分類により公的保険と民間保険があります。

## 2. 公的保険

公的保険には、大きく分けて(1)強制加入と(2)任意加入の2種類があります。

### (1) 強制加入

強制加入には、目的に応じAからDの4種類があります。

| 目的           | 保険の種類            |
|--------------|------------------|
| A. 医療費負担軽減   | 健康保険・国民健康保険・労災保険 |
| B. 介護費負担軽減   | 介護保険             |
| C. 失業時の生活費確保 | 雇用保険             |
| D. 老後の生活支援   | 厚生年金保険・国民年金保険    |

日本の公的保険制度は、経済協力開発機構(OECD)加盟国の中でもトップレベルといわれており、体調が悪い時は医療機関で健康保険証を提示すれば、何時でも一定の自己負担額で必要な医療を受けることができます。雇用者(法人又は個人事業者)が保険料の半分を負担し、負担した保険料は**法人の損金**又は**個人事業の必要経費**になります。一方、被雇用者(従業員)が負担した残りの半分は、その**全額を所得から控除**できます。AとBは、サービスを受けるので給付金を受取ることはなく、また、Cの給付金は**非課税**ですが、Dの給付金は**雑所得**として課税されます。

### (2) 任意加入

任意加入には、同様にEからGの3種類があります。

| 目的                    | 保険の種類        |
|-----------------------|--------------|
| E. 従業員の退職に備える         | 中小企業退職金共済制度  |
| F. 個人事業廃業・法人役員の退職に備える | 小規模企業共済制度    |
| G. 取引先の倒産に備える         | 中小企業倒産防止共済制度 |

これらの加入者は法人又は個人事業者であり、負担した掛金は**法人の損金**又は**個人事業の必要経費**(Fの掛金は所得控除)になります。

一方、給付金は受取人の**退職所得**(Gは給付金でなく融資優遇)になります。

## 変化のとき

# 公的保険が変わる

## 3. 民間保険

民間保険会社が取扱う保険で、生命保険、損害保険、医療保険などがあり、これらの加入者は法人又は個人(事業者を含む)で、法人が負担した保険料のうち**積立部分以外は法人の損金**になり、個人が負担した保険料は**一定額を所得控除**(事業用は必要経費)できます。一方、保険金を受取った場合は、法人は**積立額との差額(差益の場合)に対し法人税が課税**され、個人が一時金で受取った場合は、**差益があるときは一時所得**、分割(年金)で受取った場合は**雑所得**になります。また、自分が保険料を負担していない保険金を受取った場合は**相続税又は贈与税の対象**になります。

## 4. 民間保険の名義変更

最近、節税目的等で**法人契約の生命保険を個人へ名義変更**する動きがあり、そのメリットは次のとおりです。

- (1) 名義変更時の保険評価額は解約返戻金相当額であり、法人が資産計上している積立額との差額について**損失が計上**できる。
- (2) 名義変更後、個人が負担する保険料は、契約当初の保険料のまま。(保障もそのまま)
- (3) 解約返戻金が低い時に低い評価で法人から個人へ名義変更し(買取)、その後個人で高額な返戻金を受けることで**資産移転**ができる。

◎ いずれも税務上のリスクを検討しておく必要があります。

## 5. 保険の今後

近年、医療制度改革の一環として**医療機関機能の細分化**が進められており、その結果、将来自由に医療機関を選択できなくなる可能性があります。すなわち、大学病院は緊急性や重篤性の高い医療を、診療所は風邪などの日常的な医療を各々担当することになり、「希望する医療機関では公的保険が使えない」といったケースが考えられます。

さらに、公的年金は少子化、高齢化が一層進むと、**支給開始年齢の引上げ、支給金額の削減、所得制限や資産制限、保険料の引上げや増税**などが予想されます。

今後は、公的保険に加え**民間保険に加入**することで万が一に備えることが益々重要になっていきます。

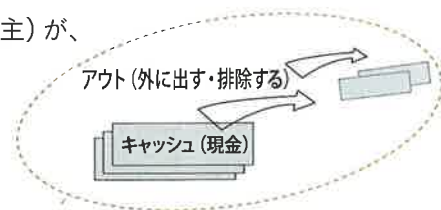
税理士 野呂 和代

## 「少数株主に対する株式の売渡請求制度」の創設

平成26年6月会社法が改正されました。施行日は平成27年4月頃の予定です。

今回の改正のなかで、興味深い改正点として「キャッシュ・アウト」と呼ばれる「少数株主に対する株式の売渡請求制度」の創設（中野短信第44号に概要掲載）があります。「キャッシュ」とは「現金」、「アウト」とは「外に出す」「排除する」という意味で、「現金を支払い少数株主を排除する」という制度であり、簡単にまとめると次のようになります。

1. 9割以上の議決権を有する株主（特別支配株主）が、
2. その他の株主全員に対し、
3. 株式の売渡請求を行い、
4. 強制的にその他の株式を取得し、
5. その他の株主を会社から排除します。



### 手続の概要

手続の概要としては、

1. 特別支配株主が会社に対し、株式売渡請求を行う旨を通知します。
2. 会社は、株式売渡請求につき、承認するか承認しないかを決めます。  
承認機関は、取締役会設置会社の場合は取締役会で決議し、取締役会非設置会社の場合は取締役が決定します。  
(原則として株主総会の承認は不要ですが、種類株式を発行している会社で種類株主に損害を及ぼすおそれのある場合は、種類株主総会の決議が必要になる場合があります。)
3. 会社は特別支配株主に対し、株式売渡請求を承認するか承認しないかを通知します。
4. 会社が株式売渡請求を承認した場合は、会社はその旨を売渡株主にも通知（上場会社の場合は公告）します。
5. 取得日に、特別支配株主が対価を支払い売渡株主の株式を取得します。

### 少数株主の救済制度

これに対し、強制的に株式を取得される少数株主を保護するため、次の救済制度が設けられています。

1. 株式売渡請求の差止請求  
(法令違反、通知規定違反、事前開示制度違反、対価等が著しく不当な場合)
2. 裁判所に対する価格決定の申立
3. 売渡株式取得の無効の訴え

現金を支払い、少数株主を会社から排除するこの新しい制度は、潜在的に多くのニーズがあると思われます。

### 中小零細企業の登記義務に関する改正

それから、今回の改正法のなかで、多くの中小零細企業にとって登記義務が生ずる改正点として、定款に「監査役の特権を会計監査に限定する旨」の定めがある株式会社は、その旨の登記をすることが必要になりました。

これは、監査役には、業務監査権限と会計監査権限を有する監査役と、会計監査権限しか有しない監査役があり、現行法上規律が異なるため、登記上明記することになったものです。平成16年の会社法改正前に存在していた株式会社で、資本金が1億円以下の会社の監査役は会計監査権限しか有しておらず、現在もそのままになっている場合が多いことから、多くの株式会社でこの登記が必要になってくるものと思われます。

但し、この登記申請については、改正後直ちに行う必要はなく、改正後、最初に監査役が就任したとき、または、監査役が退任したときにその旨の登記を申請すればよいことになっています。

司法書士 森上 政人

## ▶ 1. 今、経営管理が求められています。

近年の病院経営は、少子化や高齢化、情報化といった社会環境の変化、医療費抑制政策による一般病院の経営収支悪化等の影響を受け、病院数がピークの9,022から7,474へ減少していることからみても、淘汰の時代に入っているといえます。この変化に対応し生き残るためには、経営分析などに基づく経営戦略が不可欠であり、病院の経営管理上特に定量的なデータに基づく経営意思決定が求められます。

| 施設数の推移<br>(単位:カ所) | 年 | 1990年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 |
|-------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般病院              |   | 9,022 | 8,205 | 7,952 | 7,587 | 7,528 | 7,493 | 7,474 |

(出所:厚生労働省「医療施設調査・病院報告」より)

## ▶ 2. 財務分析の限界とその限界を克服できる原価計算のメリット

従来病院で利用されていた経営分析は財務分析が中心であり、一般的な財務分析手法の1つとして各費用の売上高比率を利用して病院の内部分析を行い、経営課題を明らかにする方法が主流でした。しかし、具体的な経営改善を図るためにはこの分析では限界があり、その限界を克服できるツールとして原価計算が注目されてきています。

| 財務分析の限界   | 原価計算のメリット   |
|---|---|
| 損益を全体として把握するため、部門別・診療科別(以下、診療科別)に業績評価することができない。 | ① 診療科別に業績評価できるため、診療科別のコスト情報を開示することで、医療従事者のコスト意識向上が図れる。<br>② 診療科別に損益分岐点を算出して、診療科責任者に提示し、目標管理を行うことができる。 |
| コスト面において診療科別に問題点を把握できないため、直接的な原因を把握することが困難。     | 診療科別、患者別、診断群分類別の原価対収益分析を行えるため、財務分析で把握した問題点の帰属が明らかになる。   |
| 病院全体としての将来計画しか策定できない。                           | 診療科別の目標達成状況を把握できるため、各診療科実績に裏付けられた実効性のある計画を策定できる。  |

## ▶ 3. 主な原価計算の種類

病院において採用される主な原価計算は次のとおりです。

| 種類         | 内容  |
|------------|---|
| 診療科別原価計算   | 診療科を原価集計単位として設定。いったん補助部門へ集計された原価も最終的には診療科へ配賦する。 |
| 患者別原価計算    | 患者を原価集計単位として設定。診療科に原価を集計した後、その原価を患者へ配賦する。       |
| 診断群分類別原価計算 | 診断群分類を原価集計単位として設定。                              |

## ▶ 4. 原価計算の活用事例

原価計算は、数値を求めることが目的ではなく、あくまでその数値(結果)を経営に活かすことが目的です。そこで、診療科別原価計算の活用事例をご紹介します。

|      |   |
|------|---|
| 診療科  | 整形外科外来  |
| 分析結果 | 整形外科の変動費内訳の詳細を分析した結果、関節痛緩和の際に処方される医薬品と診断材料に関する費用が他の費目よりも突出しており、さらにその使用頻度も多いことが確認された。<br>整形外科の関係者に確認した結果、使用頻度の多い理由は、医薬品、診療材料ともにいったん開封してしまうと他の患者に使用できないような容量、規定となっていたため、破棄率が異常に高いことが判明した。 |
| 対策   | 医薬品、診療材料の破棄率を低下させるため、より小さい容量、規定のものに変更。従来と同じ診療効果を維持しつつ、材料費削減を達成することができた。   |

この事例は、診療科別原価計算により問題点の帰属を明らかにし、その原因を解消するための対策を実行し、経営改善につなげることができました。

医療費抑制の動きは加速すると考えられるため、病院経営において原価管理の重要性が一層高まってくると思われます。

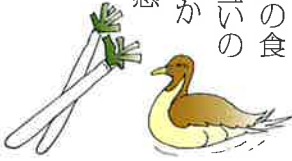
公認会計士 柴田 和彦



自然を尊ぶという日本人の気質に基づいた「食」が、「和食」日本人の伝統的な食文化」としてユネスコの世界遺産に登録され、日本料理への注目度が高まっています。日本料理の特色には次のような点があります。

- (1) 多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重
- (2) 栄養バランスに優れた健康的な食生活
- (3) 自然の美しさや季節の移ろいの表現
- (4) 正月などの年中行事との密接な関わり

このような特色を持つ日本料理の言葉の中に「出会いもの」があります。これは、同じ季節に出回る旬のもので、料理の材料として相性がよい食材を意味します。季節の海の幸、山の幸、野の幸、田畑の幸など、旬の食材を組み合わせて互いの味や香りがより引き立ち豊かな旬の味覚、味わい、季節感を楽しむことができます。



## 和食にみる「出会いもの」

「出会いもの」の中には、ブリと大根やカモとねぎのように、定番となった組み合わせが数多くあり、料理で季節を感じる人も多いと思います。

この「出会いもの」の素晴らしいところは、一つでも美味しいものが、組み合わせることによりその味わいが膨らみ、さらに美味しさを感じられる点にあります。一つで十分美味しい食材は、その美味しさで満足してしまいそうですが、別の食材と組み合わせることで、さらにその良さを引き立てようと、様々な組み合わせを発見した先人の探究心には頭が下がります。

より良い組み合わせを探究することは、料理の世界だけではなく様々な場面で求められることではないでしょうか。現状に満足せず、より良い方法を探究することを心がけたいものです。今日では輸送・冷蔵技術が発達し、国内はおろか世界から様々な食材を入手することができます。意外な組み合わせから新たな出会いが見つかるかもしれません。あなただけの「出会いもの」を見つけ、より豊かな生活を。

(美食真人)

## 語源から考える海外との労働観の違い



企業を経営していくうえで、労働力は欠かせないものであるが、昨今の日本においては、所謂ブラック企業など長時間労働に起因する問題が多発している。一旦そのような評判が立ってしまうと企業にとって致命的な痛手となってしまうが、海外ではそもそも長時間労働の問題は少ない。このような違いは、どこからくるのか、日本と海外の労働観の違いを働くという言葉の語源より読み解いてみる。

日本において「働く」の語源は、「はた(周りを)楽にする行動をなす」といったことからきているとも言われている。一方、海外でのそれは、右記のとおりである。

| 働く         | 言語    | 語源        |
|------------|-------|-----------|
| Work       | 英語    | 主体的・能動的活動 |
| Arbeiten   | ドイツ語  | 辛苦・困苦     |
| Travailler | フランス語 | 責苦・拷問     |
| Trabajar   | スペイン語 | 責苦・拷問     |
| Lavorare   | イタリア語 | 苦役        |

働くという言葉は国や地域によって様々な語源からきており、各国によって働くというイメージは様々である。海外の労働観と比べ、自己以外すなわち社会との関係に重点を置いているところが日本特有の労働観であり、このことが、日

本が海外と比べてストライキが少ない要因であったり、仕事に対する連帯意識が強いといったメリットを生んでいる。

冒頭の問題はこのような労働観を企業が逆手にとって、会社に対して貢献・奉仕することを過度に要求することも一つの要因ではないだろうか。

日本的労働観を都合よく解釈せず、社会貢献や自己実現の観点で雇用・労働を鑑みれば三方良しの未来があるのかもしれない。国際化が進めば、日本でも労働を責苦とイメージする時代が来るのだろうか。

公認会計士試験合格者 米村 雲海



中野公認会計士事務所  
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所  
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入  
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365  
http://www.nakano-cpa.com/  
発行人 中野 雄介

表紙写真  
中野公認会計士事務所と  
清友監査法人の若手による  
スクラム(「連携」を表現)